

## 質 問 回 答

平成 26 年 3 月 17 日

モンゴル国モンゴル PPP 能力強化プロジェクト（公示日：平成 26 年 2 月 19 日）の業務指示書への質問と回答は以下のとおりです。

| 通番号 | 当該頁項目  | 質問                      | 回答  |
|-----|--------|-------------------------|---|
| 1   | 基礎的な事項 | 貴機構における PPP の定義をご教示下さい。 | <p>JICA では課題別指針など、厳密な意味で組織としての統一見解を文書上で定義したものではありませんが、協力準備調査（PPP インフラ事業）の公示文書では「従来公共事業として、公共部門が建設・整備し、サービスを供給した分野について、公的部門のみならず、民間部門が民間事業として役割を一部担い、公民が一体となってサービスを供給する事業」としています（出所：2013 年度第 2 回公示文書より）。</p> <p>モンゴルの PPP について、2010 年 10 月 15 日付け「官民パートナーシップに係る国家が遵守すべき政策の承認について」（State Policy on PPP）及び「Law of Mongolia on Concessions」において言及されています。</p> <p>前者の「第 1 条 共有基準」によれば、PPP について、「インフラ整備と公的機関による公共のサービスを国民に提供、並びに政府の優先的な計画・プロジェクトを実施する際に政府と民間企業が協調し、政府が負うべく役割を民間企業に代行させることで当分野における政府の参加を最適にし、公共のサービスの質と普及を向上させ、予算の効率化につなげる」ものと言及しています。Law of Mongolia on Concessions で列挙されているコンセッション形態には Management contract が記載されていませんが、本プロジェクトのカウンターパートである経済開発省 IPPP 局によれば、Management contract も含まれるとのことでした。</p> <p>他方、Management contract は経済開発省 IPPP 局ではなく、国家資産委員会(State Property Committee) が所管しているとの情報もあり、両機関のグレーゾーンにあたる可能性があります。本プロジェクトの詳細計画策定調査時に合意・署名したミニッツ上ではケース・スタディの具体的な案件では Management contract も視野に入れるとしています。</p> |

|   |  |   |  |
|---|--|---|--|
| 2 | 13 ページ<br>5. 実施方針及び国内支援委員会<br>(2) 国内支援委員会の設置 | 国内支援委員会のメンバーについて、決まっている範囲でご教示いただくことは可能でしょうか？ お名前等が無理であれば、ご専門と何名で構成され、その中に海外 PPP 事業のご経験をお持ちの方がおられるかどうかを可能な範囲でご教示いただければと存じます。   | お名前は回答いたしかねますが、国内支援委員会委員の構成は、マクロ経済政策、公共財政、マクロ経済、国際金融、PPP、国際金融の3分野の有識者となります。  |
| 3 | 16 ページ<br>(10) プロポーザルでの提案 本邦研修・第三国視察         | 指示書文中には「第三国視察実施に掛かる経費については本契約に含め、本見積にて提出すること」とありますが、候補国については(5)で、「第三国視察については、...事例及び受け入れ可能性を調査する」とあります。<br>提案見積書では第三国研修に要する費用について、提案者側で予め第三国の受入可能性を把握し、その国について見積もりを立てるのか、調査を経て定まる第三国について国名を特定せず積算し、概算した見積もりを立てるのか、いずれとすべきでしょうか。 | 提案見積書では第三国研修に要する費用についても、提案者側で予め第三国の受入可能性を把握し、第三国視察実施に掛かる経費を本見積に含めて提案ください。なお、業務開始後、第三国視察実施に関するモンゴル国実施機関との協議等で内容が大幅に変更する場合は変更契約で対応することを考えています。 |
| 4 | 17 ページ<br>6. 業務内容 (2) キャパシティ・マトリックスの精緻化      | 詳細計画策定調査時に作成されたキャパシティ・マトリックス(案)が配付資料である同調査の報告書(案)には入っておりません。配付資料のコンサルタント説明会資料にある Annex-3 Capacity Matrix 中の Capacity Assessment Matrix のことを意味されているのでしょうか。   | ご理解の通りです。<br>また、配布資料 R/D の Annex I (iii)にも同一資料がございます。  |
| 5 | 17 ページ<br>6. 業務内容 (2) キャパシティ・マトリックスの精緻化      | 実際に上記の Matrix を使用して、MEDをはじめとする省庁のベースライン的な評価は、詳細計画策定調査時もしくは他の機会になされているのでしょうか。  | MED 及び各省庁のベースライン的な評価はまだ行っておりません。プロジェクト開始後に実施する予定です。  |

|   |  |   |   |
|---|--|---|---|
| 6 | 17 ページ<br>6. 業 務 内 容 (4)必要 資機材の供 与<br>23ページ及 び 24 ペー ジ<br>5. 供 与 機 材 | 供与機材リストに記載されている機材価格は本業務の見積りに入れる必要はなく、業務開始後の契約変更により一契約 1,500 万円を上限に本業務実施契約に含めるという意味でしょうか？<br>また見積りに入れるとすると、別途見積りに入れるのでしょうか？ 本見積りに入れるのでしょうか？  | 供与機材も本見積りでの計上をお願いします。   |
| 7 | P17<br><br>P16   | 国内支援委員会メンバーのモンゴルでの PPP 啓発セミナー出席に関し、メンバーの旅費等計算の指示はないため、見積もりの対象ではないと考えております。同様にセミナーにおける同メンバーの講師代金についても、メンバーの人数・号数等の記載がないことから、見積もり対象外と判断しておりますが、よろしいでしょうか。<br>また本邦研修に講師として参加いただく必要のある際は、別途 JICA 様とご相談するという事によろしいでしょうか。 | 国内支援委員の活動経費(国内支援委員会出席謝金、モンゴルでの PPP 啓発セミナー渡航費及び講師謝金、本邦研修講師謝金等)はJICA 側で負担しますので、見積対象外です。 |
| 8 | 17 ページ<br>6. 業 務 内 容 (6)PPP 啓発プログラムの実施                               | 「必要性が認められる場合、各講師に加えて別の国内外からの外部講師の登用も可能である。その際は事前に C/P、国内支援委員会、JICA と外部講師の妥当性を検討することとする。」と記載されていますが、その際の招聘のための費用(謝金・航空賃・日当・宿泊等)は契約変更にて処理されるものと理解してよろしいでしょうか。   | 必要性が認められれば、契約変更にて対処します。   |

|    |  |  |   |
|----|--|--|---|
| 9  | P18-19   | <p>ケース・スタディの対象が、説明会時は最大4件であったところ、指示書では5件となっておりますが、件数が増えた理由はございますか？</p> <p>コンセッションリストが国会で審議中とのことですが、これが承認されて件数が増えたということでしょうか。</p> <p>もしそうであれば、リストの追加配付の予定はございますか。</p> | <p>C/Pとはケース・スタディ対象を最大4件として合意しましたが、今後モンゴル国内で有力なPPP候補案件が生まれる可能性もあり、公示時点では余裕を持たせるために5件としました。</p> <p>配付資料として閣議承認済みのコンセッションリストを追加送付しました。</p> |
| 10 | P22  | <p>配布資料 詳細計画策定調査報告書(案)の付属資料3 .MM(英文)ファイルが配布資料には含まれていないようです。後日、配布いただく予定はございますでしょうか。</p>   | <p>配付資料としてMMを追加送付しました。</p>  |
| 11 | <p>22 ページ</p> <p>2. (2) 業務従事者の構成(案)</p> <p>・PPP インフラ</p> | <p>担当業務が「PPP インフラ」となっていますが、これはPPPに関するインフラ(比喩的な意味)を意味されているのでしょうか、それとも道路・鉄道その他のハードのInfrastructureという意味でのインフラの意味でしょうか？ ご教示下さい。</p>                                      | <p>他の業務従事者「PPP ファイナンス」がファイナンスの観点から業務に従事するのに対して、「PPP インフラ」の業務従事者はハードの技術的な観点のInfrastructureを指しています。</p>                                   |

以上